

議案第 3 2 号

上越市立地域保育園条例の廃止について

上越市立地域保育園条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市立地域保育園条例を廃止する条例

上越市立地域保育園条例（昭和 5 1 年上越市条例第 3 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（上越市立地域保育園保育料徴収条例の廃止）
- 2 上越市立地域保育園保育料徴収条例（昭和 4 6 年上越市条例第 2 1 号）は、廃止する。
（上越市立保育園通園バス運行分担金徴収条例の一部改正）
- 3 上越市立保育園通園バス運行分担金徴収条例（平成 1 9 年上越市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び上越市立地域保育園条例（昭和 5 1 年上越市条例第 3 0 号）第 1 条の規定により設置する地域保育園」及び「及び地域保育園」を削る。